

農地法第4条・第5条申請に伴う添付書類について

【許可申請に必要な添付書類等】

1. 申請者の住民票抄本（所有者は名義と異なる場合）若しくは法人登記事項証明書
2. 申請地の登記全部事項証明書 《法務局》
3. 位置図（案内図）
役場・駅・その他最寄りの目ぼしい公共の施設から、申請地までの直線距離を表示すること。
申請地に目印を付けること。
4. 付近状況図
申請地を中心として、半径約500m範囲内の住宅化の状況、国・県・市町村道の路線名、並びに河川名を表示すること。
5. 公図写し（法務局の証明がない場合は、行政書士にて証明をお願いします）
申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者及び耕作者名を記入したもの。
《法務局もしくは役場・税務室》
6. 建物施設配置図
建設しようとする建物または施設の面積、位置を表示する図面で排水計画を附記すること。
【法人の場合】
 7. 議事録
 8. 定款、寄附行為又は規約
9. 連許認可、届出等の写し
申請目的の事業について関連法令の許認可届等を要する場合に、その手続を完了しているときは、それを証する書面の写し
10. 資金調達証明書
融資証明書・預金残高証明書・議決予算書等の証明資料（工事見積の金額をこえること）（親族等からの融資がある場合には、その旨を記した書類を作成、添付のこと）
11. 土地改良区意見書
申請地が土地改良事業受益地区の場合。《役場・用地管理室》
12. 水利権者の同意書
取水・排水に対する水利権、漁業権者の同意を要する場合のみ。
（道路側溝か農業用水路かを、産業建設課用地管理室にて確認してください）
【一時転用の場合】
 13. 復元計画書及び復元に関する確約書
一時転用の場合に、復元農地の表土の深さ、土質等及び埋立土砂の準備状況、必要資料を添付して作成したもの。
 14. 平面及び縦横断面図
地下資源の採取・地下への埋立等の場合に添付。なお、採取量又は埋立量も記入すること。

15. 業者登録書写
宅建業法・採石法・砂利採取法等に係る申請の場合は、関連の業者登録を了していることを証する書面。
16. 排水関係構造図
17. その他、農業委員会が指示する書類
18. 見積書（原本若しくは吉岡町農業委員会による原本確認）
土地造成費用・建設費用等を含む
19. 上下水道課 農業集落排水若しくは下水道事業意見書
申請地が農業集落排水若しくは下水道受益地の場合。（合併浄化槽の場合は構造図を添付）
《役場・下水道室》
20. 委任状並びに確認書
申請代理人が申請する場合
※必ず、吉岡町農業振興地域の除外地であることを産業建設課産業振興室にて、縦覧・確認して下さい。
（電話での問い合わせは受けておりません）
なお、直近の除外については除外済み通知（吉岡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について（通知））の写しを添付してください。

※ 添付書類につきましては、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

申請期間・・・毎月21日～25日（25日が休日の場合は翌開庁日まで）

農業委員会開催日・・・毎月10日（休日の場合、前後日）

許可書交付・・・申請翌々月の5日頃（電話にて連絡致しますので、印鑑をご持参下さい）

その他

提出書類部数・・・正副2部（町分・県分）

（副本の添付書類は複写可。但し、許可申請書については原本でお願い致します。）